



### ■ ■ 今月の主な内容 ■ ■

- P1 知事あいさつ「年頭にあたって」
- P2 カスタマーハラスメント対策の義務化について
- P3 鹿児島県の労働相談窓口
- P4 奨学金返還支援（代理返還）について
- P6 石綿アスベスト健康被害救済制度について
- P8 県立高等技術専門校入校生募集
- P9 令和8年度長期高度人材育成コースの訓練生募集
- P10 国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集  
募集・採用における年齢制限禁止について
- P11 「建設雇用改善優良事業所知事表彰」事業所を決定！！
- P12 九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰
- P13 障害者の法定雇用率制度・雇用支援の取組について
- P14 令和7年度職業能力開発促進大会を開催しました！
- P15 認定職業訓練施設のご案内

- P16 かごしま子育て応援企業登録について
- P17 イクリドリ！宣言企業・事業所募集（令和7年12月創設）
- P19 労働者協同組合法について
- P21 人材確保に向けた「経営戦略」セミナーーカイブ配信  
鹿児島労働局からのお知らせ
- P23 経営改善支援資金について
- P24 外国人材の受入れに関する企業向け相談窓口について
- P25 鹿児島県子育て支援ポータルサイト「ゆりかごっこ」について
- P26 かごしま出会い系サポートセンターについて
- P27 鹿児島県女性活躍推進宣言企業登録について
- P28 ジェンダー平等や女性活躍のためのアドバイザー派遣について
- P29 「がん検診」受診の案内
- P30 難病患者就労支援セミナーのご案内
- P31 鹿児島県労働委員会からのお知らせ

## 年頭にあたって

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、日頃から、本県労働行政をはじめ、県政各般の施策の推進に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県内経済は、一部に弱めの動きもみられますが、緩やかに回復しております。一方で、物価上昇等の影響もみられ、今後の動きに十分注意する必要があります。

このような中、県においては、物価高騰対策に係る国の交付金を活用し、国の支援対象外となっているLPガス利用者への支援等に加え、新たに、食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者の負担軽減や、消費喚起による地域経済の活性化を図るために、市町村が実施するプレミアム商品券等の発行に対する支援を行うこととしております。

今後とも、本県経済等の動向を注視しつつ、国の経済対策も踏まえ、必要な対応を講じてまいります。

昨年を振り返りますと、トカラ列島近海を震源とする地震や新燃岳の噴火、8月の大台風第12号などの自然災害が相次いで発生しました。県では、8月の大台風や台風第12号で被災した小規模事業者や中小企業の皆様が行う施設・設備の復旧にかかる経費の支援を行うとともに、災害の影響などで落ち込んだ本県への旅行需要を喚起するため、昨年12月から「南の宝箱 鹿児島 冬のあったか宿泊割キャンペーン」を実施しております。

一方で、明るい話題もありました。農林水産業につきましては、令和6年の農業産出額及び令和6年度の輸出額が過去最高を記録しております。特にお茶については、令和6年産の荒茶生産量が初めて全国1位になり、令和6年の産出額も全国1位となりました。さらに、昨年8月の全国茶品評会では、農林水産大臣賞や産地賞を獲得しております。かごしま茶は、品質・生産量・産出額において日本一を達成いたしました。今後も販路開拓や付加価値の向上に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

観光については、クルーズ船の本県への寄港数が、過去最高となりました。今後とも、クルーズ船の誘致に努め、寄港の継続及び新規の寄港增加、寄港地ツアーワークの広域化に取り組んでまいります。

また、本県全体の令和6年の延べ宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年を上回り、需要は回復したものと捉えております。引き続き、本県が有する多彩な「宝物」を生かし、SNS等を活用したデジタルプロモーションの展開のほか、多様化する旅行ニーズに対応した観光地づくりを推進してまいります。



鹿児島県知事  
塩田 康一

昨年の賃上げ率は、日本労働組合総連合会の春期賃上げ妥結状況によりますと、中小組合で平均4.65パーセント、全組合で5.25パーセントとなり、一昨年に引き続き高い水準で賃上げが進んでおります。

また、本県の最低賃金は、昨年の11月から、初めて千円を超えて1,026円となりました。

賃上げは、労働者の待遇改善につながる一方、県内企業にとっては人件費上昇により、企業経営に一定の影響を与えるものと考えております。

県としては、引き続き、生産性と付加価値の向上等による企業の稼ぐ力の向上や、価格競争の円滑化に取り組んでまいります。また、国に対して、中小企業が賃上げを行いやすい環境整備を推進するよう、政労使会議等の様々な機会を通して要望を行ってまいります。

さらに、県内企業の働き方改革に対する積極的な取組を促進するため、「かごしま働き方改革推進企業認定制度」の普及・拡大や、経営者等を対象としたカスタマーハラスメント防止対策等の各種セミナーの開催等にも引き続き取り組んでまいります。

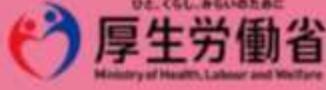
今後とも、「県民の皆様と一緒に鹿児島の今と未来をつくる」ということを基本として、「誠実に」、「着実に」県政の推進に全力で取り組んでまいります。

結びに、皆様の御多幸と、今後ますますの御健勝・御活躍を心からお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。

## カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
  - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
  - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
  - ③ 労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

 ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト  
**あかるい職場応援団**

 ひと・くらし・みんなために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# NO! カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります



★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、  
**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

★ ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



# 鹿児島県の労働相談窓口

県では、働く上でさまざまな疑問やトラブル等に関する労働相談をお受けしています。

社会保険労務士の労働問題相談員が、電話、面談、メールでの相談に応じます。  
相談は無料で秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。



## 窓口相談（電話・面談）

労働相談窓口（県庁雇用労政課）：099-286-3188（直通）

9時～12時、13時～17時（土・日・祝祭日を除く）

面談での相談は要予約となっていますので、電話にて予約をお願いします。

## メール相談

メール相談に当たっては、以下の点にご注意ください。

労働相談は、内容が複雑なケースが多く、メールでは個々の状況を十分に把握することが難しいため、一般的な回答になります。

○次のURLかQRコードから相談内容を入力してください。

[メール相談]

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/rrLXwvaD>



○メールで回答しますので、受信拒否の設定になっていないか、確認の上お送りください。  
回答は、次のアドレスからお送りします。

r-soudan@pref.kagoshima.lg.jp

詳しい内容を知りたい場合や、お急ぎの場合は、電話や面談での相談をご利用ください。

※労働基準法違反などに対する指導監督は、国の機関である労働基準監督署の権限とされています。

個別具体的な対応が必要な場合は、権限のある労働基準監督署へご相談ください。

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/rodosodan/soudan2.html>

## 企業等の奨学金返還支援(代理返還)制度

# 企業等が奨学金返還者を応援!!



### 奨学金返還支援(代理返還)制度のポイント

- ①「若手人材」へアプローチ
- ②「人材の定着」で離職率低減 → **人材確保**
- ③経費の一部としての「課税優遇」
- ④企業等の「イメージ向上」

令和6年度時点で**3,000社以上**が登録!  
**12,000人以上**に支援!!

### 企業等に対する機構の対応

制度実施中の企業等を機構のHPに掲載しています。

### 支援されている従業員の声

- 物価高に対して賃金が上がらないこともあり、浮いたお金を貯金や自分のやりたいことに回すことが出来るため、嬉しかったです。
- 奨学金の負担が軽減され、自分の将来の成長について考える時間ができました。
- 支援期間が終了した後も前向きに頑張ろうと仕事へのモチベーションが上がりしました。
- 従業員を大事にしている企業だと思い、会社への信頼感が強くなりました。
- 代理返還制度を利用している企業がわかれれば、学生等が就職する際の選択の幅が広がると思います。

企業の声は裏面へ

▼ 本制度の詳細につきましては、日本学生支援機構のHPをご覧ください。 ▼





## 代理返還制度を利用している企業の声

### A社 東京都 宿泊業・飲食サービス業

従業員数：約1,800人 支援人数：約50人  
支援要件：毎月返還月額と同額を支援、支援上限額200万円、支援期間最大5年

#### Q1 代理返還制度を実施したきっかけは

飲食業界は、離職率が高い傾向にあります。弊社では2022年の退職率が高かったため、会社として危機感を感じていたことが制度導入のきっかけになりました。

#### Q2 支援要件はどのように決めたか

支援対象者へのインパクトを重視し導入を検討し、2023年8月に情報収集を行い、同年11月に役員会にて決定しました。支援は2024年1月から開始しており、現在、支援期間を8年に延長することを検討しています。

#### Q3 採用、雇用に関する代理返還制度の効果

支援している社員は他の社員と比べて退職率が非常に低くなっています。早期離職者もいるため、代理返還制度が雇用確保、雇用安定のきっかけになるのではないかと考えています。

### C社 北海道 情報通信業

従業員数：約50人 支援人数：約10人  
支援要件：在職10年目まで…毎月最大1万円  
在職11年目以降…毎月返還月額と同額を返還完了まで支援

#### Q1 代理返還制度を実施したきっかけは

社員のお金への心配をなくし、仕事のパフォーマンスに全力を注いでほしいと考えています。新たに入社する人だけでなく、既存の社員も働きやすさ等を大切にする必要があると感じ、その一つとして代理返還制度を導入することを決めました。

#### Q2 支援要件はどのように決めたか

支援額等を決める見劣りすると思ったので、インパクトを重視し会社として支援できそうなラインを考えた上で、支援期間や支援総額等に上限は設けないことをしました。

#### Q3 採用、雇用に関する代理返還制度の効果

北海道の企業等は、人材確保に苦労していると思います。弊社としては、事業経営する上で人材面、環境面等を整えるなどの工夫が必要と考えています。その点で代理返還制度は大きなメリットを感じており、社員の更なるモチベーション向上のため、活用しています。

### B社 東京都 サービス業

従業員数：約12,000人 支援人数：約500人  
支援要件：毎月最大1.8万円支援、支援上限額108万円、支援期間最大5年

#### Q1 代理返還制度を実施したきっかけは

福利厚生等の充実や待遇の改善など、働きやすい職場を意識しており、より若手職員にフォーカスした支援を考えていたところ、代理返還制度を新聞報道で知り、導入を決めました。

#### Q2 支援要件はどのように決めたか

多くの企業等が若手社員向けかつ支援期間を7~8年と定めていたことから、これをベースに要件を考え始めました。支援対象者は、新入社員に限定せず、勤務年数や等級と照らし合わせ、一定の線引きをしています。

#### Q3 採用、雇用に関する代理返還制度の効果

一般の企業でも3年以内の離職率が高い傾向にある中で、弊社も同じ傾向にあり、代理返還制度を利用することで離職率はかなり抑えられていると考えています。特に若手職員の経済負担を直接的に軽減できるため、彼らへの強いメッセージになるとされています。また、会社としても福利厚生の宣伝になり、他社との差別化の一つになると思います。

### D社 福島県 建設業

従業員数：約150人 支援人数：約5人  
支援要件：毎月最大2万円、支援上限額120万円、支援期間最大5年

#### Q1 代理返還制度を実施したきっかけは

奨学金を返還している社員が社長との面談時に、返還支援制度の話をしたことが、当該制度を知ったきっかけでした。建設業は採用が難しいため、会社として少しでも福利厚生面を向上させ、入社のインセンティブにすることを目的に制度の導入を決めました。

#### Q2 支援要件はどのように決めたか

機構のホームページに掲載されている他社の事例を参考にしました。また、社員へのヒアリングにより、毎月の返還額を把握し、支援額（2万円）を決めました。

#### Q3 採用、雇用に関する代理返還制度の効果

企業合同説明会に参加しても、なかなか入社希望者が集まらず、採用に苦労しているところですが、代理返還の支援で関心を持つ学生もいます。加えて離職率が下がったことや税制上の優遇はメリットと感じています。

# 知ってほしい、

# 石綿 アスベスト

## 健康被害救済制度のこと。



アスベストによりこれらの病気にかかった方やご遺族は  
医療費などの救済給付が受けられます。

※労災保険等と救済制度に同時に申請を行うことはできますが、両方の制度から給付を受けることはできません。  
(建設アスベスト給付金制度についてはこの限りではありません。)

中皮腫

アスベストによる  
肺がん

著しい  
呼吸機能障害を伴う  
石綿肺

著しい  
呼吸機能障害を伴う  
びまん性  
胸膜肥厚

アスベストによる病気は潜伏期間が長く、発症までに約40年かかる場合があります。

アスベストが身近にありませんでしたか？

息切れ、胸の痛みなどの症状はありませんか？

中皮腫や肺がんで亡くなられたご家族はいませんか？

もしかして、と思ったら  
まずお電話を。

電話  
無料

アスベスト  
石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931

さあはやく きゅうさい

受付時間 10:00～17:00 (土・日・祝・12/29～1/3 を除く)



## アスベストとは…

■ 天然の極めて細い鉱物繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくい特性から、過去に大量に輸入され、さまざまな建築材料や工業製品に使用されてきました。

■ 体内に吸い込むと肺の組織内に長い間滞留し、さまざまな病気を引き起こすことがあります。



(画像提供:国立科学博物館)



## 吸い込んだ可能性のある方

■ 建設業などアスベスト製品を取り扱う仕事をしたことのある方、またそのご家族  
(作業着などに付いたアスベストを、洗濯した家族が吸い込んだ可能性があります。)

■ アスベストを取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方



## アスベストによる病気

アスベストによる病気は、潜伏期間が非常に長いことが特長です。例えば、中皮腫の場合、その多くがアスベストを吸ってから40年前後という長い月日を経て発症するとされています。

### 中皮腫

(潜伏期間40年前後)

### 肺がん

(潜伏期間30~40年程度)

### 著しい呼吸機能障害を伴う

### 石綿肺

(潜伏期間10年以上)

### 著しい呼吸機能障害を伴う

### びまん性胸膜肥厚

(潜伏期間30~40年程度)

## アスベストが原因で病気になった場合の補償・救済制度

※アスベストが原因の病気になっていても、過去にアスベストに関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた(または亡くなったご家族)は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか?

はい

いいえ

あなた(または亡くなったご家族)は、労働者\*または労災保険の特別加入者ですか?

はい

いいえ

\*労働者とは「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

労災保険制度による「労災保険給付」または

石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」

(労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合)

を受けられる場合があります。

お近くの労働基準監督署または  
都道府県労働局にご相談ください

労災保険相談ダイヤル

0570-006031

所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

※ご利用にあたっては、通話料がかかります。(全国一律料金)

※労災保険給付などに関する一般的な質問についても受け付けています。



監督署

検索

独立行政法人  
環境再生保全機構 にご相談ください

アスベスト  
石綿救済相談ダイヤル

0120-389-931



電話  
無料

<https://www.erca.go.jp/asbestos/931/>

アスベスト 救済

検索

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

VEGETABLE  
OIL INK

# 県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和8年度に入校する訓練生を募集します。

試験の種類	一般選考試験		
	高等学校卒業者等を対象	義務教育修了者等を対象	
名 吹上校 宮之城校 姶良校 鹿屋校	自動車工学科	金属加工科	
	建築工学科	室内造形科	
	情報処理科、メカトロニクス科	—	
	電気設備科	—	
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校を令和8年3月に卒業見込みの方</li> <li>・高等学校を卒業された方 又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育を修了された方 又は同等以上の学力を有すると認められる方</li> <li>・令和8年3月に中学校を卒業見込みの方 (C～E日程)</li> </ul>	
受付期間	令和7年9月1日(月)～令和8年2月27日(金)		
A日程	願書締切日 終了	入試選考日 終了	試験会場  各高等技術専門校
B日程	終了	終了	
C日程	1月9日(金)	1月19日(月)	
D日程	1月30日(金)	2月8日(日)	
E日程	2月27日(金)	3月8日(日)	
選考方法	筆記試験・面接		
提出書類	<p>＜令和7年度卒業見込みの方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入校願書(写真貼付)</li> <li>・学校調査書又は職業相談票(乙票)</li> </ul> <p>※職業相談票(乙票)は、中学校卒業見込みの方のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm)</li> </ul> <p>＜上記以外の方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入校願書(写真貼付)</li> <li>・学校調査書又は卒業証明書</li> <li>・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm)</li> </ul>		
提出先	入校を希望する各高等技術専門校 ただし、雇用保険受給資格者等は最寄りの公共職業安定所		

※ 入校願書は、各高等技術専門校及び各公共職業安定所のほか、各校のホームページからも取得できます。

※ B～E日程の選考試験については、定員に達した科においては選考を実施しない場合もありますので、事前に各高等技術専門校のホームページ等でご確認ください。

※ E日程の試験会場については、各高等技術専門校へお尋ねください。

※ 令和8年3月に中学校を卒業見込みの方は、C～E日程の受験となります。

※ 欠員がある場合、令和8年3月中旬から下旬に入校試験を追加で実施する場合があります。詳しくは、各高等技術専門校へご確認ください。

【問合せ先】 ○吹上高等技術専門校 ☎ 099-296-2050  
 ○姶良高等技術専門校 ☎ 0995-65-2247  
 ○宮之城高等技術専門校 ☎ 0996-53-0207  
 ○鹿屋高等技術専門校 ☎ 0994-44-8674  
 ○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

【県HP】 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/nyukou/index.html>

## 令和8年度長期高度人材育成コースの訓練生募集

県では、離転職者の皆さんを対象に、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が国家資格等の高い職業能力を習得し、正社員就職の実現を目指す職業訓練として、「長期高度人材育成コース」(令和8年4月から2年間)を民間教育訓練機関等へ委託して実施します。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への求職申込が必要です。

### ★ 長期高度人材育成コース訓練日程一覧

委託元校	訓練科名	定員(人)	委託先(訓練実施場所)	募集期間	選考試験日
吹上高等技術専門校	介護福祉士養成科	11	鹿児島医療技術専門学校 (鹿児島市東谷山3丁目31-27)	令和7年12月1日(月) ～令和7年12月26日(金)	令和8年1月24日(土)
				令和8年1月5日(月) ～令和8年1月29日(木)	令和8年2月14日(土)
				令和8年1月30日(金) ～令和8年2月27日(金)	令和8年3月12日(木)
	保育士養成科	10 (女性のみ)	鹿児島女子短期大学 (鹿児島市高麗町6-9)	令和7年12月17日(水) ～令和8年1月28日(水)	令和8年2月13日(金)
				令和8年1月29日(木) ～令和8年2月27日(金)	令和8年3月12日(木)
	職業実践専門課程科 (美容師)	6	鹿児島県美容専門学校 (鹿児島市鴨池2丁目4-6)	令和7年12月1日(月) ～令和8年2月13日(金)	令和8年3月8日(日)
	保育士養成科	10	神村学園専修学校 (いちき串木野市別府4460)	令和7年11月17日(月) ～令和8年2月18日(水)	令和8年2月21日(土), 24日(火), 25日(水)のうちいずれか1日
				令和7年11月17日(月) ～令和8年3月4日(水)	令和8年3月7日(土)
				令和7年11月17日(月) ～令和8年3月12日(木)	令和8年3月13日(金)
宮之城高等技術専門校	栄養士養成科	5	今村学園ライセンスアカデミー (鹿児島市新屋敷町2-10)	令和7年12月17日(水) ～令和8年1月14日(水)	令和8年1月31日(土)
				令和8年2月4日(水) ～令和8年2月13日(金)	令和8年3月7日(土)
	栄養士養成科	5 (女性のみ)	鹿児島女子短期大学 (鹿児島市高麗町6-9)	令和7年12月17日(水) ～令和8年1月28日(水)	令和8年2月13日(金)
				令和8年1月29日(木) ～令和8年2月27日(金)	令和8年3月12日(木)
	調理師養成科	4	今村学園ライセンスアカデミー (鹿児島市新屋敷町2-10)	令和7年11月27日(木) ～令和7年12月23日(火)	令和8年1月17日(土)
				令和8年1月23日(金) ～令和8年2月13日(金)	令和8年3月7日(土)
	歯科技工士養成科	3	鹿児島歯科学院専門学校 (鹿児島市照国町13-15)	令和7年12月12日(金) ～令和8年1月9日(金)	令和8年1月24日(土)
				令和8年2月2日(月) ～令和8年2月20日(金)	令和8年3月8日(日)

※ 合格者が募集定員に達した場合は、以降の選考試験を実施しない場合があります。

#### ★ その他

- 選考試験は訓練科ごとに筆記試験と面接試験を行います。合否については委託先または高等技術専門校が通知します。
- 訓練受講者の個人情報については、公共職業訓練に係る業務に活用します。また、訓練実施機関へも情報提供されます。
- 訓練終了後は、修了者の就職状況を把握するため、御本人、就職先、公共職業安定所へ確認を行う場合があります。  
また、公共職業安定所へも情報提供されます。
- 雇用保険受給資格の方(給付日数が一定以上残っている必要があります)は、基本手当が支給されるほか、  
一定の条件により受講手当・通所手当も支給されます。



訓練内容等については、委託元の高等技術専門校にお尋ねください。

#### 【問合せ先】

吹上高等技術専門校 〒899-3302 日置市吹上町中之里1717番地 ☎099-296-2050  
 宮之城高等技術専門校 〒895-1804 薩摩郡さつま町船木881番地 ☎0996-53-0207  
 始良高等技術専門校 〒899-5431 始良市西餅田1120番地 ☎0995-65-2247

【県HP】



# 国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

鹿児島障害者職業能力開発校では、令和8年度に入校する訓練生を募集します。

科 名	情報電子科 グラフィックデザイン科 O A 事務科		介護福祉サービス科 アパレル科 ワークトレーニング科（知的障害者対象）
応募資格	高等学校卒業（卒業見込み者を含む） 及び同等以上の学力を有する障害者		義務教育修了以上の障害者
訓練期間	1年		1年
募集期間	区分	募集開始日	募集締切
	A日程	終了	終了
	B日程	終了	終了
	C日程	終了	令和8年1月14日(水) 本校 令和8年1月26日(月) 奄美・熊本・宮崎 1月27日(火)
	D日程	令和8年2月2日(月)	令和8年3月5日(木) 本校 令和8年3月15日(日)
願書提出先	最寄りのハローワーク ※応募手続き書類は鹿児島障害者職業能力開発校又は最寄りのハローワークにあります。		
選考方法	●筆記試験（数学、国語） ●面接 ※B日程以降は、定員に達した科においては、選考を実施しない場合もありますので、事前に下記までお問い合わせください ※訓練の状況や施設の見学を希望される方は、下記までお問い合わせください。		

## 【問合せ先】

○鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206 [FAX]0996-44-2207

〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名1432

○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021

○最寄りのハローワーク

【県HP】 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/shogaikou/index.html>

## 募集・採用における年齢制限禁止について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）では、事業主に対し、募集・採用において年齢を理由とした制限を設けることを禁止しています。

平成19年の法改正により義務化されており、個々人の能力、適性を判断して募集・採用していくことで、一人ひとりにより均等な働く機会が与えられるようにすることを目的としています。

### 年齢制限のポイント

（厚生労働省リーフレット「その募集・採用年齢にこだわっていませんか？」より）

- 労働者の募集及び採用の際には、原則として年齢を不問としなければなりません。
- 例外的に年齢制限を行う場合は、例外事由に該当する必要があります。
- 公共職業安定所を利用する場合をはじめ、民間の職業紹介事業者、求人広告などを通じて募集・採用する場合や、事業主が自社のホームページなどで直接募集・採用する場合を含め、広く「募集・採用」に適用されます。
- パート、アルバイト、派遣など雇用の形態を問いません。
- 形式的に求人票を「年齢不問」とすれば良いということではありません。年齢を理由に応募を断ったり、書類選考や面接で年齢を理由に採否を決定することは法違反になります。  
また、応募者の年齢を理由に雇用形態や職種などの求人条件を変えることもできません。

【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html)

【厚生労働省リーフレット「その場集・採用 年齢にこだわっていませんか？」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001475014.pdf>

【問い合わせ先】 最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください

# 令和7年度「建設雇用改善優良事業所知事表彰」 の受賞事業所を決定しました！

県では、建設業の職場での雇用改善について、積極的な活動を展開し、その成果がみられる中小建設事業所に対してその努力と功績をたたえ、これを広く周知することで、県下の建設業界全体の雇用改善を更に促進することを目的として、表彰を行っています。

今年度の受賞事業所は、一般社団法人鹿児島県建設業協会から推薦のあった以下の3事業所です。

表彰は、一般社団法人鹿児島県建設業協会の各支部で行われている「安全管理・雇用改善パトロール」の実施日に、表彰状授与式を行いました。

## ■各受賞事業所の雇用改善の主な取組内容

- ・各種団体の技術研修・講習に従業員を積極的に参加させ、従業員の能力開発及び向上に取り組んでいる
- ・退職金共済や労災上積み保険に加入するなど福祉の増進に取り組んでいる
- ・65歳定年後も再雇用制度を設け（再雇用の年齢上限は無し）、高年齢労働者の確保に努めているほか、若年層労働者及び女性労働者の雇用促進にも取り組んでいる

有限会社岩川興業（屋久島町）



右：代表取締役 岩川 和則 様

株式会社大菱（伊佐市）



中央：代表取締役 瓜生島 修 様

株式会社鹿越（薩摩川内市）



左：代表取締役 上江川 知美 様

## 【問合せ先】

県庁雇用労政課雇用支援係

電話：099-286-3028 FAX：099-286-5582

## 【県HP】

<http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/koyoshien/28kensetsu.html>

## 「令和7年度九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰」について

「生涯現役社会」とは、年齢に関わりなく、それぞれの意思と能力に応じて働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加することで活躍し続けることができる社会のことです。

九州・山口各県及び経済団体等は「生涯現役社会」の必要性とその取組を発信し、意識改革・理解促進を図るため、連携事業に取り組んでいます。その連携事業の一環として、高年齢者の雇用促進に積極的に取り組んでいる企業等の表彰などを実施する、「九州・山口生涯現役社会推進大会」を開催しており、今年度は沖縄県で開催しました。

本県からは「内村建設株式会社（鹿児島市）」が受賞されました。この度の受賞、おめでとうございました。

### 沖縄県大会における表彰の様子

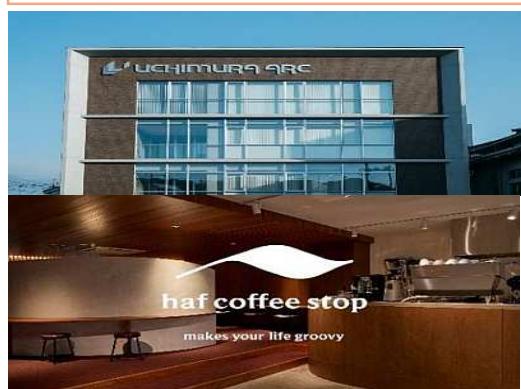


### 内村建設株式会社の取組について

#### （高齢者雇用の背景）

健康経営の視点から誰もが無理なく充実して働く環境づくりを進めており、全社員がライフステージやキャリアに応じて自分らしく輝ける体制づくりを実施。

また、ベテラン社員は長年培われた技術や現場感覚を次世代へつなぐ思いをもってそれぞれの部署で業務に取り組んでおり、プレーヤーとしての役割だけでなく、教育者としての役割も担っている。



#### （具体的な取組）

- ・本社1階をカフェにリノベーションし、職場コミュニケーション向上及び地域交流を活性化
- ・運動器具を設置し、オフィス内での健康づくりやリフレッシュをサポート
- ・50、60歳時に人間ドックを会社負担で実施
- ・51歳以上社員の健康診断のがん検診を全額補助
- ・技術継承や業務効率化を進めるための目標設定のワークの開催

県のホームページでは、九州・山口各県の表彰企業における高齢者雇用の取組事例を紹介しています。

詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】 県庁雇用労政課雇用支援係 ☎ 099-286-3028

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/70saisaga.html>

## 障害者の法定雇用率制度・雇用支援の取組について

### ～法定雇用率について～

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

県内の民間企業の障害者実雇用率は、2.65%（令和7年6月1日現在）と、法定雇用率を上回っております。しかしながら、個別の企業でみると、44%の企業が法定雇用率を達成できていない状況です。

法定雇用率は、下表のとおり令和6年4月から2.5%に引き上げられており、令和8年7月には2.5%から2.7%となります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3 % ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

事業主の皆様におかれましては、雇用支援制度等を活用しながら、障害者雇用の促進に努めていただきますようお願いいたします。

### ～障害者雇用体験事業のご案内～

県では、障害がある方の雇用経験がない事業所を対象に、短期の雇用体験をすることで、不安を払拭していただき、雇用の場の拡大を図ることを目的として、県内7か所にある障害者就業・生活支援センターに委託して、「障害者雇用体験事業」を実施しております。  
※「障害者就業・生活支援センター」では、障害者からの相談に応じ、就業面と生活面について、指導・助言などの必要な支援を一体的に行っております。

【雇用体験事業の問合せ先】お近くの障害者就業・生活支援センターへ

かごしま（鹿児島市新屋敷町）TEL 099-248-9461 おおすみ（鹿屋市向江町）TEL 0994-35-0811  
あいらいさ（霧島市国分中央）TEL 0995-57-5678 あまみ（奄美市名瀬長浜町）TEL 0997-69-3673  
なんさつ（南九州市知覧町郡）TEL 0993-58-7020 ほくさつ（薩摩川内市西向田町）TEL 0996-29-5022  
くまげ（熊毛郡中種子町納官）TEL 0997-28-3445

### ～国の助成金のご案内～

#### 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます（ほかにも支給要件があります）。

※支給額は対象労働者の類型と企業規模により異なります。

※「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」等他のコースも設けられております。

【問合せ先】 鹿児島労働局職業安定部職業対策課 TEL 099-219-8713

【厚生労働省 HP】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyou\\_kyufukin/tokutei\\_konnan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou_kyufukin/tokutei_konnan.html)

## 「令和7年度職業能力開発促進大会」を開催しました！

厚生労働省が「人材開発促進月間」としている11月に、職業能力の開発・向上の促進、技能尊重気運の醸成を目的として、「令和7年度鹿児島県職業能力開発促進大会」を開催し、県内で極めて優れた技能水準にある技能者や認定職業訓練や技能検定の実施に功労のあった方々や団体のほか、技能検定や熟練技能者が競い合う「かごしま技能競技大会」で優秀な成績を収められた方々の表彰を行いました。

※受賞者の詳細は、下記の県ホームページを御確認ください。

### 日時・場所

- 令和7年11月27日（木）13:00～14:00
- 鹿児島県庁 6階大会議室

### 表彰者

- 優秀技能者表彰 12名
- 認定職業訓練功労者表彰 1名
- 技能検定功労表彰（個人）2名
- 技能尊重推進表彰（事業所）1事業所
- 技能検定成績優秀者表彰 8名  
(令和6年度後期・令和7年度前期)
- かごしま技能競技大会成績優秀者表彰 3名



【問合せ先】県雇用労政課民間訓練係

電話:099-286-3019 FAX:099-286-5022

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/minkankunren/r7sokusin.html>

## 認定職業訓練施設のご案内

認定職業訓練施設では、事業主又は事業主の団体等が、自ら又は他者の雇用する労働者に対し、職業能力開発促進法に定める一定の基準（訓練の対象者、教科の科目、訓練期間等）に基づき、集合して行う職業訓練を実施しています。

現在、以下の5施設が認定職業訓練を実施しており、認定職業訓練施設では、毎年、訓練生を募集しております。詳しくは各認定職業訓練施設にお問い合わせください。

### <訓練の様子>



鹿児島高等技術専門校  
左官・タイル施工科



川内技術開発センター  
総合建設科



出水共同高等職業訓練校  
土木施工管理技士科



鹿児島ホテル短期大学校  
ホテルビジネス科



鹿児島県ビルメンテナンス協会  
ビルクリーニング科

### ○認定職業訓練施設一覧

訓練施設名	所在地等	職業訓練の種類	課程	訓練科	短期間のコース	期間
鹿児島高等技術専門校	〒890-0014 鹿児島市草牟田2丁目 36番39号 TEL099-226-0517	普通職業訓練	普通	木造建築科 鉄筋コンクリート施工科 左官・タイル施工科 建築塗装科 木工科 畳科 表具科 サッシ・ガラス施工科		2・3年
川内技術開発センター	〒895-0044 薩摩川内市青山町4597番地 TEL0996-22-3873	普通職業訓練	短期	総合建設科	職長・安全衛生責任者教育コース アーク溶接コース	16h 12h
出水共同高等職業訓練校	〒899-0501 出水市野田町上名6031番地 TEL0996-84-2451	普通職業訓練	普通	土木施工科 木造建築科		2年 2年
鹿児島ホテル短期大学校	〒892-0846 鹿児島市加治屋町4番25号 TEL099-239-2601	高度職業訓練	専門	ホテルビジネス科		2年
鹿児島県ビルメンテナンス協会 (B・M研修センター)	〒890-0832 鹿児島市新町3番10号 ピクトワール鹿児島202 TEL099-223-4119	普通職業訓練	短期	ビルクリーニング科	技能士受験対策コース	35時間

【問合せ先】県雇用労政課民間訓練係

電話:099-286-3019 FAX:099-286-5022

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/kunren/23sisetuitirann.html>